

民事司法を利用しやすくする懇談会

第4回懇談会 議事録

1. 日 時：2013年10月16日（水）午後6時から午後8時

2. 場 所：弁護士会館2階 講堂「クレオ」B

3. 出席者：（委員）

阿部泰隆，磯辺浩一，古城 誠，斎藤義房，土屋美明，中本和洋

早川 洋，安井信久，安岡崇志，藪野恒明，

（幹事）

渋谷高弘

<敬称略・五十音順>

4. 議 事：以下のとおり。

冒頭，片山善博議長が欠席であることが報告され，議事進行については，土屋美明議長代行が行うことが確認された。

1 最終報告書の素案についての検討・意見交換【別冊資料1，資料2】

各部会事務局から，最終報告書（案）に基づき，第6回運営会議からの主な変更点の説明がなされ，その後意見交換が行われた。

○土屋議長代行 本日は，字句修正は別として，最終報告書の内容を固めたいと考えている。限られた時間であるが意見をお願いしたい。前回の運営会議や各部会の議論を踏まえて修正されている。修正箇所や重要な変更部分があれば，事務局から報告をお願いしたい。

<総論部分の説明概要>

○小林事務局長 まず，資料の説明をしたい。進行次第が1枚，2つの最終報告書（案），行政部会の添付資料がある。最終報告書は，6月29日の中間報告書からの修正履歴付き原稿（グリーン）と，10月8日に委員に事前送付した後に，委員からのご指摘を踏まえて，さらに修正を加えた原稿（イエロー）がある。本日は，イエローの原稿をもとに説明したい。

総論部分について説明したい。1ページ。「最終報告にあたって」の前に「はじめに～」を書き加えた。一方で，報告書の最終ページである84ページを見ていただきたい。最後に，「終わりに」と題して文章を付け加えた。民事司法改革は待ったな

しであるとの厳しい認識で一致していることを記載した。なお、11ページに記載していた3行は、「終わりに」に移動させた。

2ページ。成長戦略を強調したほうがよいとの意見があったので、成長戦略の一環としても民事司法改革は必須であるとの一文を書き加えた。その他、若干の字句修正を行った。

「第5結論－提言の実現のために」に記載していることは、肝となる部分である。民事司法は国の公共インフラであり、国・社会全体の改革課題として取り組むべきであると書いている。そのためには、全体像を描く必要があるが、新たに政府に強力な検討組織を設けて、そこで全体像を描いて欲しいと要望している。その際には、成長戦略や法曹養成制度改革の議論と並行して検討するべきであるとしている。

中間報告書では、運用、従来の立法、新しい検討組織と3つの出口を用意していたが、やはり細切れに議論をするのではなく、新たな検討組織で、全体像を描く大きな議論をすることを求めている。

<民事部分の説明概要>

○今井主査 民事部分では修正はほとんどなかった。19ページの損害賠償の記述のところで、委員の意見を踏まえて、一文を挿入している。その他は、データの更新や脚注の修正等以外で、特段の変更はない。

<商事部分の説明概要>

○関戸主査 便宜上、グリーンの最終報告書を御覧いただきたい。30ページ以降である。前回の運営会議で説明したとおり、中間報告書から大幅な修正を加えているのが商事部分であり、成長戦略の点に重点を置いて修正している。見出しも成長戦略に即した「国際化への対応」と「知的財産権と企業秘密」を第1と第2に位置付け、その他を第3としている。また、第3の中も、最初に「日本企業の競争力を目的とするその他の課題」という項目を設けて、成長戦略を強く意識した。

その後の運営会議を経て修正した部分として、32ページでは表現面の修正をしている。次に34ページ。知的財産権に関する部分。知的財産を専門とする弁護士の意見も踏まえ、若干修正した。日本の特許を中心とする知的財産の裁判の課題で、我が国の裁判所において外国企業を被告として侵害訴訟を提起することが難しいという点を中心に記載している。

続いて、34ページの下の方に、営業秘密の保護に関する記載があるが、ここも表現面の修正である。

35ページ。「裁判に出す秘密情報を守る」という項目について。知的財産権の分

野では、比較的、秘密の保護が進んでいる点を意識して欲しいとの意見を受けて、知的財産権の分野とその他の分野を切り分けて、秘密保護の問題は、その他の分野が中心であることを明確にしている。その他は、議論の順序を入れ替えて、わかりやすくした。

最後に37ページ。公正取引委員会の審判制度の廃止に関する記述の部分で、前回の運営会における阿部泰隆委員の意見を受けて、「十分な専門的知見の確保」を検討事項に含まれることを明示した。

<行政部分の説明概要>

○**岩本主査** イエローの報告書で説明する。前回の運営会議の後に、阿部泰隆委員から若干の修正提案があり、できる限り取り入れている。37ページでは、例示を増やした。さらに、一般医薬品のインターネット販売に関する記述のところで、委員から意見のあった表現は削除した。

40ページも表現の修正でわかりやすくした。また、「新司法試験で行政法が必修となったのですから、行政法がわかる裁判官はたくさん増えているのです。」との一文が加えられたが、事実であると思うので、裁判所支部でも行政訴訟を扱えるよう裁判官を養成すべき根拠のひとつとして入れている。

41ページと42ページも阿部泰隆委員の意見を受けて、わかりやすい表現にした。46ページもわかりやすくするために、例示を加筆した。

最終報告書の添付資料については、誤字の修正があった。大きな修正としては、24ページに、租税訴訟手続について、納税者の権利、不服審査機関を課税庁からの独立させること、租税訴訟について裁判所に専門部を設置するという論点を書き加えた。

<労働部分の説明概要>

○**中本委員** 労働部会は、山本部会長と棗主査がともに欠席であるので、労働部会委員である中本から説明する。10月15日に部会を開催したので、その検討結果を報告する。棗主査からの報告書を読み上げる。

「富山委員からの提案は、解雇規制の緩和と関連付けての提案と考えられるが、解雇規制の緩和についてはこれまで労働部会でも議論していないテーマであるし、最終報告書の作成期限まで時間がなく、労働部会に労働法専門の研究者も入っていない現状では、短時間に解雇規制緩和を肯定するか否かの結論を出すのは難しいものと思われる。解雇規制緩和を肯定的にとらえることを前提とした議論は難しいし、『仮に解雇規制の緩和が進められるとしても』という仮定的な書き方にするにして

も部会においてコンセンサスを得られるものではない。また、単に『解雇に関する紛争が今後増加しうることを考えれば、労働審判を強化することが不可欠である』とすることは可能であるとしても、富山委員のご趣旨には沿わないものと考えられる。最終報告書の総論部分（10頁）において、『民事司法改革は、現政府の成長戦略としての経済構造改革を支えるものとして、これと同時並行で検討され推進されることが不可欠である。』と書かれているので、労働分野の記述ではあえて触れないという選択が妥当である。」

これが部会での全員一致の結論となった。その他の変更はない。

<消費者部分の説明概要>

○江野主査 消費者部会ではほとんど変更はない。本日の資料では反映されていないが、脚注61で修正がある。60歳以上の方からの相談が多いとする根拠資料として、国民生活センターの「消費生活年報2011」を引用しているが、今月に「消費生活年報2013」が発刊されたので、差し替える予定である。

また、前回の運営会議で出された意見のうち、消費者教育に関して、消費者基本法や消費者教育推進法といった近時の立法の反映については、68ページの脚注77に反映したので報告する。

<基盤整備・アクセス費用部分の説明概要>

○浦田主査 阿部泰隆委員の鑑定費用が高いとのご意見に対しては、76ページで「簡易な鑑定による執行も検討する必要がある」との記述を加えた。65ページと76ページで重複しているのは、第7章では提言部分と資料編に分かれている関係で、双方に記載している。

もう1点は、消費者部会の江野主査から報告があったとおり、前回の運営会議で山根委員から消費者教育推進法に関する指摘を受けたので、68ページの脚注に入れた。また、法教育の実例で、学習指導要領を引用している部分があるが、高等学校の学習指導要領のURLが原案段階のものを引用していたので、正しいURLに改めた。以上が、前回の運営会議からの変更点である。

<意見交換>

○土屋議長代行 それでは、修正点の説明と報告を受けて、質問や意見があればお願いしたい。

○安岡部会長 誤字脱字の修正は別途事務局に連絡するので、それ以外の点について発言する。まず、「最終報告にあたって」の前に「はじめに～」を書き加えたが、

PART 2各論の第1章の第1も「はじめに」という見出しになっている。PART 2の「はじめに」を別の言葉に変えたほうがよいのではないかと。

「第3 民事司法の現状と改革の方向性」では、4ページから5ページにかけて、金額や件数の数字が出てくるが、いずれも各論の各部会報告の中で出てくる数字なので、事務局で各論の数字と合っているか確認して欲しい。交通事故は2011年の数字であるが、2012年の統計数字が公表されていると思うので、最新の数字にしていきたい。

23ページ。「調停に代わる決定」の制度を説明しているが、素人の目で見るとよくわからない。おそらく、裁判所が調停に代わって決定を出すことだと思うが、調停に代わる決定を素人でもわかるように書き換えてもらいたい。

27ページ。非嫡出子の相続分の最高裁決定に関する脚注27で、金融法務事情を引用しているが、評論ではなく内容そのものである上、裁判所のホームページにも出ているので、削ったほうがよい。

28ページ。家事調停官の記述のところで、「裁判所（各本庁）」「実施庁」との表現があるが、一般市民から見ると、裁判所を「庁」と呼ぶことがわかりにくい。本庁の説明は、62ページの脚注72で説明している。また、「庁」が裁判所を指すことについても、工夫して素人にわかるような書き方にして欲しい。

28ページ。「業務の実情に応じた適正な報酬が確保される必要があります」という記述があるが、「弁護士の業務」としないと日弁連がつくった文章になってしまう。「弁護士の業務」としたほうがよい。

42ページ。「賭博施設」とあるが、おそらく場外馬券売場のことを言っていると思うので、訂正されたい。

○土屋議長代行 一般の方にはわかりにくい制度がいくつかある。例えば、行政関係の「仮の義務付け」などは、カギ括弧で括弧することもなく記載しているが、ある程度知識がある人でないとわからない。カギ括弧をして、簡単な説明を付けてほしい。

また、安岡部会長からも指摘があった23ページの「調停に代わる決定」についてもわかりにくいと感じた。

○安岡部会長 59ページ。「PLセンター」との言葉があるが、製造物責任法で設置されているのであろうから、その点の説明が必要であろう。

○中本委員 安岡委員の指摘のうち、今すぐに回答できる部分について発言したい。まず、「はじめに」という見出しが重複する点については、例えば、11ページの「はじめに」を「民事裁判の実情と課題」という見出しに変更できると思う。

28ページ。「業務の実情に応じた適正な報酬が確保される必要があります」という文章に対して、違和感があるとのこと指摘だったと思う。この文脈は、弁護士報酬

を言っているのではない。訴訟と比較して調停は扶助の単価が低いのであるが、調停でも訴訟に準じるほどの手間や労力がかかることがあるという趣旨で記述している。わかりにくいようであれば、修正する必要があるかもしれないが文脈はご理解いただきたい。

○土屋議長代行 「最終報告にあたって」の前に「はじめに～」を加筆する必要があるのか。個人的にはなくてもよいと思っている。一方で、報告書の最後に「終わりに」をつけたのは、基盤整備部分が本文編の後に資料編が続く構成になっていて、通して読むと、報告書本文の最後が資料編で終わってしまうという違和感があるので、「終わりに」を加筆することを提案した。

「最終報告にあたって」で始めて、「報告を終えるにあたり」で終わっても構わない。PART 2各論で「はじめに」と書いておいたほうがよいのであれば、無理にタイトルを変える必要はなく、むしろ冒頭の「はじめに」が必要ないと思うが、いかがか。

○中本委員 PART 2各論の「はじめに」は変更できるので、個人的には、こちらを変えてもいいと思っている。

○古城部会長 中本委員の案で良いと思う。民事事件のところだけ「はじめに」で始まっている。

○早川委員 皆さんの受け止め方をお聞きしたい。8ページ。「利用者のニーズを踏まえ、市民、消費者、労働者、さらには企業その他の諸団体など」という書き方と、「市民（消費者、労働者を含む）」という書き方をしているが、企業に身を置くものとしては、とても違和感がある。一般的には「国民」という表現ではないか。このような問題を語るときに細分化する必要があるのか。修正を要望するものではなく、皆さんの受け止め方はどのようなものかお聞きしたい。

○土屋議長代行 この点は、以前にも少し議論をしたところである。消費者の権利をめぐる議論の中で、基本的人権などの言葉を総論部分にも書く必要があるという提案が紹介された際に意見が出て、原案のような表現になった。

○早川委員 特に、「市民（消費者、労働者を含む）の権利」という表現は、何を言いたいのかと思う。

○土屋議長代行 もともとは「市民の権利」だけであったが、そこに消費者や労働者も入れるべきという議論があったと記憶している。さらに「人権」も加筆され、原案に至ったという経緯がある。元に戻して「市民の権利」もしくは「国民の権利」でもよいし、あるいは「人権」だけでもよいと思うが、いかがか。

○中本委員 我々は、そのような用語に慣れているので違和感はないが、「国民」と「市民」の区別であるが、日本で生活している外国籍の方も含む用語が「市民」

で、日本国籍を持たなくても人権は守らなければならないという趣旨で、ここでは「市民」を使っている。それから、消費者、労働者、企業と書き分けているのは、課題によっては対立するものがあることを踏まえて、ユーザーの中には対立する課題があるが、同じ目的を共有しているとの趣旨で、対峙させて書いているのではないかと思っている。

○**早川委員** なぜ、敢えて対峙させるのかと思っている。

○**土屋議長代行** 次の行に、「企業等の事業者にとっても」とあるからではないか。対比するかたちに読める。

○**藪野委員** 市民にわざわざ括弧をつけているのは、言われてみれば、確かに余計なことを書いていると思う。

この項目は、市民の権利を守ると言ったときに、往々にして、事業活動を阻害する懸念がよく指摘されるが、民事司法改革は個人の擁護だけでなく、事業者にとっても透明なルールで円滑な事業活動の環境を提供するという意味で、民事司法改革が必要だということを主張している部分である。その点から言えば、「市民の権利」としたらよいのではないか。

ただ、冒頭の2行目は、「市民」といっても、消費者のときもあり、労働者のときもあり、様々な登場の仕方があるので、それを並列しているので、こちらは原案のままでもよいと思う。

○**早川委員** この段階になって修文をお願いしているのではなく、皆さんの受け止め方として違和感がなければ、このままでもよい。

○**安岡部会長** 早川委員、藪野委員の意見に賛成で、修文したほうがよい。消費者、労働者はすなわち市民であるが、冒頭の2行目は、司法の利用者としての市民、消費者、労働者ということである。消費者や労働者の保護を目的とした法制度がある一方で、家族法制など消費者や労働者の属性にとらわれない制度もあるので、市民、消費者、労働者を明確に書き分ける意味はあると思う。その一方で、下のほうの表現は、括弧で「(消費者、労働者を含む)」とするのは変な表現であるし、文意からも「市民」だけで済むのではないか。

○**斎藤委員** 私も賛成する。括弧部分は削除してよいと思う。

○**土屋議長代行** それでは、括弧書きの部分は削除する修文をお願いしたい。その他にご意見はあるか。

○**今井主査** 確認したい点がある。23ページの17条決定の記述は、重要などころではあるが、わかりにくいとの指摘は、確かにそのとおりだと思う。「調停に代わる決定」の制度の説明に重点を置いた修正をしたほうがよいのか、それとも、実務はどうなっているのかの説明に重点を置いたほうがよいのか。作業をする上で、ア

ドバイスいただきたい。

○**安岡部会長** 前者のほうで、制度の説明をわかりやすくしてもらいたい。「調停条項に異議がなければ調停が成立する」とあるが、誰の異議がなければ成立するのかわからない。おそらく、裁判所が調停条項に異議がなければ、調停に代わる決定を出して調停を成立させることだと思うが、「成立する」というのも自然になるものなのか、裁判所が決定して成立させるものなのか、よくわからないので説明を加えてもらいたい。

○**今井主査** 異議は当事者のことであるが、今のご指摘でよくわかったので、修正したい。27ページは、脚注の金融法務事情を削除することで了解した。28ページの「本庁」という表現であるが、基盤整備のところでも出てくる。同様の説明が民事の部分にもあったほうがよいのか、最初に登場する民事のところの説明をすればよいのか。この点はいかがか。

○**中本委員** 62ページの脚注72を28ページに移動させればよいのではないか。

○**今井主査** 了解した。そのように修正したい。

○**土屋議長代行** 非嫡出子の大法廷決定は、最高裁のホームページに掲載されているので、URLを示したほうが親切かと思う。

○**今井主査** 了解した。

○**岩本主査** 仮の救済制度について指摘があったが、確かに結論だけを述べているのでわかりにくい。制度の概要の説明を脚注に入れる対応でよろしいか。

○**土屋議長代行** 本文に書き込むと読みにくいので、脚注に入れたほうがよいのではないか。

○**岩本主査** 脚注に入れることで了解した。

○**土屋議長代行** 方向性が見えてきたと思うが、全体の構成や骨格に関わる部分はよろしいか。「はじめに」の記述も、PART2各論の「はじめに」を修文することで、事務局で作業してもらいたい。その他に意見があればお願いしたい。

○**古城部会長** 19ページ。青字で加筆されている「むしろ」は、何に対する「むしろ」なのかわからない。簡単に直すとすれば、「例えば」などになるかと思う。いずれにしても、前の文章と重なるので、適当にわかりやすくしてもらえれば結構である。

○**阿部泰隆委員** 私が書いた文章であるが、前の文章は、考慮すべき事由を例示的に列挙するだけであるが、それよりも直裁に、故意・重過失の場合は慰謝料を高額にすることを明確にする趣旨で書いた。

○**古城部会長** 前の文章を削るという趣旨か。

○阿部泰隆委員 前の文章を消すほどでもないと考えた。

○中本委員 「端的に」という趣旨か。

○阿部泰隆委員 いろいろ考慮すれば、故意・重過失の賠償額は高くなるのだろうが、はっきりしないので、慰謝料算定のときに単に考慮するのではなく、当然高く評価するという趣旨の文章があってもいいのではないか。名誉を侵害することがあるが、故意に名誉侵害を抑止するに値するだけの金額であることを書き入れたほうがよい気がしている。適当に修文して欲しい。

○土屋議長代行 よろしくお願ひしたい。

○阿部泰隆委員 41ページ。「印紙を払う」となっており日本語が不正確なので、「印紙代を払う」もしくは「印紙を貼付する」に修正をお願ひしたい。

○中本委員 修文をするのであれば、「納税者が印紙代を払って」ではなく、「印紙を貼って」とし、「請求する方が印紙を払う」ではなく、「印紙代を払う」にしたほうが意味は通る。

○土屋議長代行 「印紙代を負担する」としたほうがよいのではないか。

○岩本主査 「負担する」とすると、訴訟費用と混同するおそれもあるので、表現は工夫したい。また、行政部会の添付資料は、専門家向けに書いている。法務省の検証検討会を意識したものである。ご意見があればお願ひしたい。

○土屋議長代行 素人にはわかりにくい文章であるという印象である。行政訴訟の仕組みについて一般の人は知らないのが実情であるので、そうとう読みにくい文章かと思う。例えば、「立担保」という言葉が出てくるが、日常生活には出てこない言葉である。添付資料なので、読みたい人だけが読む扱いであれば、それはそれとして良いだろうと思う。私はこれでよいと思うがいかがか。

○中本委員 やはり、読み手が違うので、このままでよいのではないか。

○斎藤委員 行政部会の添付資料は、最終報告書の最後に添付するイメージか。目次で言えば、「参考資料6」として添付するイメージなのか。本来の最終報告書とは異質な位置付けになることがわかるようにした方がよい。

○古城部会長 添付資料の最初にも説明があるが、この問題を法務省で検討して、ある程度の成果が上がっているので、このまま報告書を持って行っても、検討した結果、問題ないことになっていると言われてしまうので、添付資料を付けている。

○藪野委員 行政部会の資料の付け方も議論しておいたほうがよい。別冊にすると散逸するので添付するのよいと思うが、参考資料1から5までと行政部会の資料は異質なものであるため、それがわかるような形にしたほうがよい。目次には記載するが、参考資料1から5とは区別する工夫があったほうがよい。

○土屋議長代行 単なる別冊だと一体のものとしては読まれない。また、「参考資

料6」とするには、他の参考資料と比べて内容が異質である。例えば、補足資料として、行政部会の細かい検討の資料であることがわかるようにしたほうがよい。扱い方も含めて事務局で検討してもらえばよいと思う。

○**岩本主査** 補足資料として整理したい。

○**小林事務局長** 「最終報告書補足資料」とした上で、「終わりに」の後に入れるか、「参考資料5」の後に入れるかについては、いかがか。

○**土屋議長代行** 「終わりに」と「参考資料」の間が落ち着きがいいと思う。名簿等の資料の後に、議論の中身に関わる資料があるのはどうかとを感じる。

○**中本委員** やはり「終わりに」の後に補足資料を入れるのが素直ではないか。参考資料のような形式的な資料とは違う。

○**斎藤委員** 補足資料という以上は「終わりに」の次がよいと思う。ただ、中身が専門的で本文と違いすぎるので、報告書本体と違う性格のものという点を明確にする意味で、参考資料の後でよいというイメージであった。

○**岩本主査** 「終わりに」の後に入れたほうが、冊子としての体裁はいいと思う。ポイントを変える、あるいは、間に色紙を入れるなど、本文とは違うものであることがわかるような製本の工夫をすることも考えられるが、いかがか。

○**土屋議長代行** それでは、色の付いた境界紙を入れるなどの対応をお願いしたい。

2 今後のスケジュールについて

小林事務局長から、今後のスケジュールについて説明が行われた。最終の懇談会は10月30日（2時間）を予定しており、字句修正や内容にかかわる修正は、当日までにメール上で行い、当日は最終版としてプレス発表する予定であることが案内された。

3 最終報告書取りまとめ後の懇談会のあり方について

最終報告書を取りまとめた後の懇談会のあり方について、解散とするのか、何らかのかたちで組織を残しておくのか等について、意見交換が行われた。

○**中本委員** 最終報告書を冊子にした後に、内容をユーザーに周知する企画を考えたもよいだろう。そうだとすれば、懇談会を解散してしまうと主催者がいなくなるので、懇談会としては残しておいてよいだろう。

○**安岡部会長** 懇談会の発足時に合意した運営についての申し合わせでは、存続期

間は「目的達成まで」となっている。設立趣意でも「改革の実現に向けた取組を進める」と書いているので、最終報告書を取りまとめただけで解散したのでは看板と合わなくなる。最終報告をもって目的達成とは言えないと考えたので、最終報告書の冒頭に、目的達成のための「新たな段階に私たちは進みます」と起案していることにも配慮願いたい。

○斎藤委員 基本的には同じ考えである。最終報告書は、政府に民事司法改革を検討する強力な検討組織を設置することを求めている。これを実現させることが、懇談会の目的である。その点で、今後も何らかの行動が必要だろうと思う。シンポジウムや申し入れなどを行うことも考えられる。その際に、議長や議長代行の肩書きが残っていないと意味がない。その観点からも懇談会は残しておく必要があると考えている。

そこで、84ページの「終わりに」の記載に関しては、「以上が当懇談会の提言実現のための要望ですが、あわせて当懇談会メンバー及び各出身母体において、提言実現のためにそれぞれの立場に応じて行動を起こすことを確認」の後に、「するとともに、当懇談会においても目的実現に向けて、適宜必要な行動をすることを確認して結びとします。」という趣旨の文章を加えてもらいたい。

これまで、集中的に会合を開いてきたが、このような定期的な会合は開く必要はないが、組織は変える必要はないと考えている。組織は残すが会議の持ち方は変わることを前提にしつつ、適宜、必要な行動を起こすことが必要ではないかと思う。

○早川委員 短期的、中期的、長期的な問題をひとつに括って提言しているので、これを次のメンバーで整理して役割分担を決めないといけないだろう。ひとつでも実現に向けて汗をかくことが必要なだろう。

○磯辺委員 最終報告書を関係機関に説明し、内容の理解を広げていくのは、懇談会の責任の範囲であり、そのことで民事司法改革の実現を目指すことに異論はない。ただ、政治折衝やどういう形の専門機関を立ち上げるかの検討に踏み込んでいった場合には、もう少し設立趣意書や申し合わせ事項は、より具体化される必要がある。それによって構成メンバーも変わってくるかもしれない。例えば、司法書士にもこのような場に参加してもらえばよいのではないか。

民事司法改革をさらに一步推し進めるときに、最終報告書の普及からさらに踏み込んで、今後の活動を考える際には懇談会の構成も含めてもう一度検討するべきではないかと思う。

○土屋議長代行 オブザーバーとして、各機関の方が傍聴しているが、もっと広がりがあってもよいと思っている。司法書士もメンバーに入ってもらうのもよいし、あるいはオブザーバーとして引き続き参加してもらうのもよいと思うが、他の士

業の方にも入ってもらうのが、全体の民事司法を考えるためには必要かと思う。その意味では、このままの組織体でよいのか感じるところである。

一般向けに、まとまった内容を説明する催しは必要だと思う。関心を持っている方もいる。その際に母体がないのはおかしいので、しかるべき時期までは懇談会は存続したほうがよいと考えている。

○磯辺委員 土屋議長代行の趣旨に賛成である。民事司法改革を進める際に、最終報告書の普及がある一方で、もうひとつは、いろいろな取組を広げていくことも加えて必要になるだろう。その際に、より広い主体がかかわる観点から、それに合わせた申し合わせ事項や設立趣意を精査してみることも必要である。

○土屋議長代行 最終回の懇談会は、多くの委員が出席するので、時間をとって議論することにはどうか。解散の意見はなかったことで集約したい。

○小林事務局長 斎藤委員からの提案に関して、当懇談会も行動をする趣旨が入るよう手直しすることの確認をしたいが、よろしいか。

○土屋議長代行 それでお願いしたい。

以 上